

令和2年神審第39号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官松崎範行出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人bを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時及び場所

令和元年10月17日08時05分

播磨灘東部

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	8.5トン	
登録長	11.93メートル	6.27メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	426キロワット	84キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体のほぼ中央に操舵室を配した、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客12人及び船員5人のFRP製遊漁船で、同室前部の右舷寄りに舵輪、その左舷側にレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、a受審人が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.25メートル船尾1.20メートルの喫水をもって、令和元年10月17日05時30分兵庫県明石港の係留地を発し、播磨灘東部の釣り場に向かった。

a受審人は、05時40分釣り場に到着して移動を繰り返しながら遊漁を行わせ、07時55分江井ヶ島港西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から198度（真方位、以下同じ。）3.97海里の地点で、釣り場を移動することとして発進し、すぐに針路を062度に定め、折からの潮流により左方に1度圧流され、機関を回転数毎分1,000にかけ、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

a受審人は、GPSプロッターを作動させ、舵輪後方の椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、08時02分正船首1,080メートルのところにBを初めて視認し、08時03分半少し前西防波堤灯台から180度3.15海里の地点に達したとき、同船が正船首600メートルのところとなり、その後Bに衝突のおそれがある態勢で接近したが、釣り客との歓談に気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わ

なかったので、このことに気付かずに続航した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく進行中、08時05分西防波堤灯台から175度3.01海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、その船首がBの右舷船尾部に後方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期で、衝突地点付近には流向247度及び流速1.7ノットの潮流があった。

また、Bは、船体中央に操舵室を配したFRP製プレジャーモーターボートで、同室前部の右舷側に舵輪、その左舷前方に魚群探知機、左舷側にGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置がそれぞれ装備され、b受審人が1人で乗り組み、知人1人を同乗させ、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、同日05時30分兵庫県東播磨港の係留地を発し、同港内で釣り餌を採捕した後、播磨灘東部の釣り場に向かった。

b受審人は、07時00分釣り場に到着し、潮上りを繰り返しながら釣りをを行い、07時53分半西防波堤灯台から169度2.92海里の地点で、潮上りを終えて船首を東北東方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、折からの潮流により247度の方向に1.7ノットの速力で圧流され、同乗者が船尾部左舷側、自身が同右舷側で、いずれも船尾方を向いて釣りを続けた。

b受審人は、07時55分西防波堤灯台から170度2.94海里の地点で、西南西方から自船付近に向けて東行するAを初めて視認し、その動静を監視していたところ、08時03分半少し前西防波堤灯台から175度3.00海里の地点に達し、船首が067度を向いていたとき、同船が右舷船尾5度600メートルのところとなり、その後

Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近することを認めたが、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思ひ、Aに対して避航を促す音響信号を行うことも、避航の気配がないまま間近に接近しても、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けた。

こうして、b受審人は、釣りを続けながら漂泊中、08時05分少し前至近に迫ったAに衝突の危険を感じ、立ち上がって両手を振りながら大声を發したものの、効なく、Bは、船首が067度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に破口等、Bは、右舷船尾部外板及び同船縁に破口等をそれぞれ生じ、後にいずれも修理された。

#### (航法の適用)

本件は、播磨灘東部において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は、海上交通安全法が適用される海域であるものの、同法には本件に適用できる航法規定がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条を適用して船員の常務により律するのが相当である。

#### (原因及び受審人の行為)

本件衝突は、播磨灘東部において、次の釣り場に向けて航行中のAが、動静監視不十分で、前路で漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、播磨灘東部において、次の釣り場に向けて航行中、前路

に漂泊中のBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、釣り客との歓談に気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に衝突のおそれがある態勢で接近していることに気付かず、Bを避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b受審人は、播磨灘東部において、釣りを行いながら漂泊中、衝突のおそれがある態勢で避航の気配を見せずに接近するAを認めた場合、機関を起動して移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ航行中のAが漂泊中の自船を避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかった職務上の過失により、漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月10日

神戸地方海難審判所

審判官 鈴木 勲